

平成26年第1回定例会総務委員会会議録

平成26年3月14日(金)
午前10時～午11時42分
第1委員会室

出席者氏名

| | | | |
|-----|------|------|------|
| 委員長 | 椎塚俊裕 | 副委員長 | 伊藤悦子 |
| 委員 | 深沢幸子 | 委員 | 北澤満 |
| 委員 | 岡部洋文 | 委員 | 桜井昭洋 |

出席説明員

| | | | |
|--------|-------|-----------|------|
| 総務部長 | 川村光男 | 政策推進部長 | 直井幸男 |
| 議会事務局長 | 佐藤久雄 | 市長公室長 | 松尾健治 |
| 危機管理監 | 出水田正志 | 総務課長 | 石引照朗 |
| 税務課長 | 永井正 | 収納課長 | 岡野雅行 |
| 契約検査課長 | 大竹喜明 | 危機管理室長 | 植竹勇 |
| 企画課長 | 龍崎隆 | 財政課長 | 飯田俊明 |
| 情報政策課長 | 宮川崇 | まちづくり推進課長 | 青山悦也 |
| 会計課長 | 高野郷美 | 監査委員事務局長 | 油原正 |
| 財政課長補佐 | 鈴木聡 | (書記) | |

事務局

議会事務局次長 松本博実

議 題

- 議案第1号 龍ヶ崎市表彰条例について
議案第2号 龍ヶ崎市市民栄誉賞表彰条例について
議案第3号 龍ヶ崎市指定管理者選定委員会条例について
議案第22号 龍ヶ崎市部等設置条例の一部を改正する条例について
議案第23号 龍ヶ崎市行政経営評価委員会条例等の一部を改正する条例について
議案第24号 龍ヶ崎市審議会等の会議の公開に関する条例の一部を改正する条例について
議案第25号 龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第26号 龍ヶ崎市行政財産使用料徴収条例等の一部を改正する条例について
議案第29号 龍ヶ崎市龍ヶ岡市民農園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第31号 龍ヶ崎市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例を廃止する条例について
議案第34号 牛久市の公の施設を本市住民の使用に供させることに関する議決事件の変更について
議案第35号 利根町の公の施設を本市住民の使用に供させることに関する議決事件の変更について
議案第36号 平成25年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第7号)の所管事項
議案第46号 龍ヶ崎市非常勤消防団員にかかわる退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
平成26年請願第1号 消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書の提出を求める請願書
平成26年陳情第1号 特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書の提出を求める陳情書

椎塚委員長

それでは、ただいまより、総務委員会を開会いたします。本日、ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第29号、議案第31号、議案第34号、議案第35号、議案第36号の所管事項、議案第46号、平成26年請願第1号、平成26年陳情第1号の16案件です。

これらの案件につきまして、ご審議をいただくわけですが、会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。はじめに、議案第1号「龍ヶ崎市表彰条例について」執行部から説明をお願いいたします。

松尾市長公室長

議案第1号「龍ヶ崎市表彰条例について」です。本条例につきましては龍ヶ崎市自治功労者表彰条例を改正するものであります。第1条目的です。自治の振興を促進するとしております。表彰の種類としましては第2条で4種類掲げています。一般功労表彰、善行表彰、特別功労表彰及び市政功労表彰です。現行の条例ですと、市政功労表彰だけでしたが、自治の振興を促進することを目的としておりますので、市民、団体等の自主的な活動を促進したいということで、新たに一般功労表彰、善行表彰、特別功労表彰を追加しております。第3条一般功労表彰です。市民や団体等の自主的な活動に対する表彰を想定したものです。これにつきましては個人、団体が対象です。運用上は当該活動期間8年以上ということを目途としております。区分としましては、「地方自治の進展について功績が顕著なもの」から9号「その他市長が表彰することが適当と認めたもの」まであります。第4条善行表彰です。こちらも個人、団体等が対象です。まず、「災害の発生に際し、有効適切な行動」「人名救助」「善行が著しい」「市に多額の私財を寄附したもの」「その他市長が認めるもの」と規定しています。第5条特別功労表彰です。これにつきましては、個人、団体等を対象としておりますけど、広く市民に感動と希望を与えたものとしております。運用上は全国的な学術・文化・スポーツ分野で顕著な成績をおさめたものや国際大会等に国の代表として出場したものを想定しております。第6条市政功労表彰です。これは現行の自治表彰と一緒にあります。ただし、期間につきましては、1号・2号・3号・4号、それぞれ8年としていますが、現行は12年です。一般功労表彰の運用に併せる範囲にしてあります。それから第5号非常勤特別職については現行20年を15年としてあります。第7条表彰の方法です。これは表彰状に記念品を添えて行う。第2項におきまして、これまで規定が曖昧でした個人あるいは表彰決定後に亡くなられた方に対する表彰について明文規定を盛り込んでいます。その場合には遺族に贈呈することになります。第8条は表彰の時期です。基本は毎年、文化の日に行うとしていますが、時期が遅れてはまずいもの、例えば特別功労表彰で何か輝かしい実績があった場合、市民皆でお祝いしようという時に、時期押ししてはなんですので、そういった場合は随時行うということを目途としてあります。8条2項です。前項の規定にかかわらず、6条第1項市長です。1項3号副市長、教育長につきましては、表彰の時期を退職時或いは在職中にお亡くなりになった場合としてあります。これにつきましては、表彰する側、執行部に属する者、自らを表彰したらまずいということで在職中は表彰しないとしてあります。第9条市政功労者に対する待遇です。一つは市が行う式典への招待。2つ目として弔事の際における礼遇。こちらにつきましては、弔電その他の方法と考えています。お亡くなりになった方の近い、遠い方がいますので、弔電その他ということを目途としてあります。第10条名簿です。表彰者の氏名、対象となった功績となった事項については名簿に記載して保存することとしてあります。第11条欠格条項です。これにつきましては、第1号から第5号まで掲げておきまして、これに該当する場合は表彰しないということを考えています。第12条待遇の停止です。市政功労表彰に該当した方が事後的に欠格条項に該当した場合は待遇を停止・廃止にするということです。その他につきましては13条で規則で定めるということになっております。施行期日は平成26年4月1日を予定しております。なお、本条例の制定に伴い、表彰の対象者が重複する龍ヶ崎市寄附者表彰条例は、廃止されるものであります。以上です。

椎塚委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員

第6条ですが、市長とか市議会議員も対象になっていますが、このことについて市民の方からも市議会議員が自治功労表彰を受けるのという疑問も出されていますが、その辺はどのように検討されたのかお聞かせ下さい。

松尾市長公室長

条例の改正にあたりましては、従来ですと執行部、市長、副市長、教育長であったり、あるいは市議会議員であったり、その他、市の特別職を対象にした条例でありました。これをより幅広く市民の方、あるいは団体の方に広げたい、あるいはスポーツですとか、学術文化に輝かしい実績があった時にも、きちんと皆でお祝いしてあげたい。総合的なものにしたいと検討したわけです。その際、色々な団体の比較検討のために調査したのですが、どこも幅広く表彰するというものですので、特に市議会議員だから除くということではなくて、むしろ市議会議員は市政功労に著しい功績があることは間違いないと思いますので、むしろ期間だとか、そういうところは気にしたのですが、表彰からはずすことは特に考えませんでした。

深沢委員

第3条と第4条、一般功労表彰と善行表彰、功績が顕著なものと一緒にしていますね。判断するのはどこで、どんな形で判断していくのでしょうか。

松尾市長公室長

本条例の施行規則のなかで判断基準を定める予定であります。一般功労表彰の判断基準、功績が顕著なもの基準ということで、表彰となる活動実績が8年以上であって、その活動内容が他の模範となり又は賞賛に値すると認められるものというところを判断基準にしたいと思います。

深沢委員

表彰の委員会みたいなものがあるとか。どこで決めるんですか。

松尾市長公室長

そちらにつきましては、内部の組織になる予定ですが、龍ヶ崎市表彰審査会というものを設置して、審査を行いたいと、該当するであろうというものについては、それぞれ所管の課長から推薦をいただいて、表彰審査会で審査して、それを市長にあげるということを予定しております。

椎塚委員長

他にございませんか。別にないようですので採決いたします。議案第1号、本案は原案のとおり了承することに、ご異議ありませんか。

【異議なし・ありの声】

椎塚委員長

ご異議がありますので挙手採決をいたします。議案第1号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

椎塚委員長

賛成多数です。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第2号「龍ヶ崎市市民栄誉賞表彰条例について」、執行部から説明をお願いいたします。

松尾市長公室長

議案第2号「龍ヶ崎市市民栄誉賞表彰条例について」です。この条例につきましては、輝かしい実

績に対し、市民皆でお祝いするという性格でございます。先ほどの表彰条例でいう特別功労表彰と似ているようなものですが、こちらの場合は第2条でありますように、国際的な学術、文化又は芸術の分野におけるコンクール等において、顕著な功績を収めたもの。或いは国際的なスポーツの競技会等において成績を収めたもの。その他ということ、想定といたしましては、例えばノーベル賞を受賞した。オリンピックでメダルを獲得した。国際宇宙ステーションで活躍した。かなり輝かしいことをイメージしています。その辺で違いがあるかと思えます。第3条表彰の方法です。これは表彰状に記念品を添えて行うことを考えています。個人、対象者がお亡くなりになったときは遺族に贈呈します。第4条表彰の時期です。こちらは随時行います。第5条名簿です。こちらに記録して永久に保存します。第6条欠格条項です。これは本条例の性格上、明文規定するのはいかがかなことからと思まして、表彰を行うにふさわしくないという表現に留めています。一方で本条例施行規則のなかで、表彰を行うにふさわしくないものの判断基準を掲載する予定です。ちなみに対象となる成果に対し、不正の行為があったもの。あるいは刑事事件に起訴されているもの。その他不相当と認めるもの。こちらを施行規則の中で明文規定する予定です。第7条委任です。付則で平成26年4月1日から施行を予定しています。

椎塚委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【なし】

椎塚委員長

別にないようですので採決いたします。議案第2号、本案は原案のとおり了承することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

椎塚委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。続きまして、議案第3号「龍ヶ崎市指定管理者選定委員会条例について」執行部から説明をお願いいたします。

直井政策推進部長

それでは7ページをお開きください。議案第3号「龍ヶ崎市指定管理者選定委員会条例について」でございます。市長の提案理由のなかにもありましたように、議案第3号から議案第18号までについては、現在、要綱等で設置運営されている委員会等で設置の根拠に疑義があるというものを附属機関として明確に位置づけるために条例化するものであります。議案第3号につきましても同様の趣旨であります。それでは、ご説明いたします。

まず第1条で設置の規定を設けています。公の施設の指定管理者の候補者を公平かつ適正に選定することと、公の施設の管理運営状況を的確に評価するため指定管理者選定委員会を設置するものであります。第2条定義です。「公の施設」と「指定管理者」の法的な根拠を規定しております。第3条所掌事務です。市長の諮問に応じて1号から3号に関わる事項を審議することになっています。1号では指定管理者の候補者の選定に関する事項。2号では指定管理者による公の施設の管理運営状況の評価に関する事項。3号ではその他市長が必要と認める事項であります。第4条組織です。委員の定数、7名以内をもって組織することとしています。1号から3号に該当する方々を委嘱又は任命することになります。1号で学識経験者2名を予定しています。2号で公募の市民、こちら2名予定しております。3号で市の職員。市長、総務部長、4月からの政策推進部長を予定しております。第5条任期です。任期は2年で再任を妨げないというものです。第6条で委員長と副委員長の選出を規定しました。第7条会議の招集、運営方法について規定しています。第8条庶務です。総合政策部企画課で処理をするというものです。第9条で委任ということで、条例に定めるもののほか必要な事項については市長が別に定めるということで委任をしています。条例施行日は平成26年4月1日ということにしてあります。

椎塚委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

深沢委員

組織の話ですが、今お聞きした市の職員が副市長、総務部長、政策推進部長ということです。その中で、公募の市民がどのように選ばれるのかと、女性をどのくらい入れていただけるかについて教えてください。

龍崎企画課長

公募市民の選考についてです。審議に多様な意見を取り入れるという必要がありますので、志望動機をお聞きすることはもとより、年齢、性別、地域性などを考慮しまして人選していきたいと思っております。委員の選任には女性委員の積極的な登用にも努めていきたい。また、年齢に関しましては、18歳以上を予定しております。

深沢委員

是非、女性の方を公募で入れないと、学識経験者は難しいし、部長は男性だと思いますので、公募の市民のなかで女性をお願いいたします。

伊藤委員

委員7人ということですが、この組織は選定も行って、評価もするわけです。その点であいまいになるところという感じがしないでもないのですが。詳しくお伺いしたい。

龍崎企画課長

指定管理者の選定委員会、従来であれば指定管理者の選定、そして、指定管理者の候補者の選定ということで行ってききましたが、今年度から試行ということで、選定委員会で行ってききましたが、今回、条例化するにあたりまして、きちんと、評価を行っていきたくて考えています。評価ですが、評価の必要性、メリットですが、指定管理ですと、大体5年、長いところでは6年、大体5年の指定管理ということで行っています。そうしますと、5年間と期間が長いことから、1年1年、実績とかそういったことを評価して、次の年度の業務に生かして、よりよいものにしていきたくてということで評価も大事なことだと思ひまして、今回、評価を入れたわけです。

伊藤委員

評価は大事だと思いますが、同じ組織が行うというところに疑問があります。やはり、そこはぬぐえない。それと、7人というところで、評価も7人という。結局これは、1人委員長になるから、6人で議論をすることになります。大事な施設の選定を行うにあたって、この人数でいいのかという疑問があります。7人にした理由というのは、今までの経過のなかであるんですね。

龍崎企画課長

指定管理者の公募の選定にあたりましては、公募して申請書をいただくわけですが、その申請書が100枚以上、中身が濃いものであり、色々な項目にわたる申請内容になっております。その内容を効率的・効果的に判断する又は迅速に判断していくというなかで、やはり7人が適当ではないかと、そのように思っております。ちなみに平成24年度までは、内部組織ということで市の職員8名で行っておりました。25年度にあたりまして、そこに新たに学識経験者2名を入れて10名体制で行ってきた経緯のなかで、今回の条例の作成にあたりましては、7人が適当であろうということで提案したものであります。

椎塚委員長

他にございませんか。別がないようですので採決いたします。議案第1号、本案は原案のとおり了承することに、ご異議ありませんか。

【異議なし・ありの声】

椎塚委員長

ご異議がありますので挙手採決をいたします。

【委員挙手】

議案第3号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。賛成多数です。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。続きまして、議案第22号「龍ヶ崎市部等設置条例の一部を改正する条例について」執行部から説明をお願いいたします。

川村総務委員長

議案第22号、議案書の64ページです。新旧対照表は1ページから2ページです。新旧対照表で説明させていただきます。議案第22号「龍ヶ崎市部等設置条例の一部を改正する条例について」であります。これにつきましては、平成26年4月1日より施行する組織機構改革に伴いまして部等設置条例の一部を改正するものであります。第1条は部の設置に関するものです。現行の政策推進部を総合政策部に改め、企画、情報政策課に加えまして新たに設置するシティセールス課、資産管理課の4課体制とするものであります。特にブランディングやシティセールスプロモーション、公共施設再編成を当面の目標とすべき主要な政策課題をしぼりまして、政策機能の充実を図っていく考えです。第2項につきましては、部に属さない室を設置したものであります。部に属さない室として市長公室に加えまして危機管理室を置くものであります。機動力の確保と意思決定の迅速化を図るため危機管理監、危機管理室の市長直轄の組織とするものです。第2条については文章事務に関するものです。(1)総務部の分掌事務から防犯、消防、防災、危機管理に関するものを削除しまして、新たに市の財務に関するものを追加するものです。(2)政策推進部を改め総合政策部の分掌事務から財務、観光及び物産、文化に関するものを削除しまして、企画立案、各部との連絡調整、特命事項の調査研究及び処理並びにシティセールスに関するものを追加するものです。企画立案、各部との連絡調整、特命事項の調査研究等は、これまで政策官を市長公室においていましたので、このような政策関連の業務を総合政策部に移行したものであります。シティセールス課につきましては、これまで部門ごとにバラバラで情報発信してきた現状を改めまして、これらの事務を全体的に把握して調整し市のイメージ戦略として統一感をもたせた情報発信や営業を行うために設置したものであります。次に市民生活部です。市民生活部の分掌事務から男女協働参画に関するものを削除しまして、観光及び物産、交通政策、防犯に関するものを追加したものであります。新たに交通防犯課を設置しまして警察と連携しながら交通防犯部門の強化を図るとともに空き家対策等新たな課題にも対応する予定です。次に都市環境の分掌事務から交通政策に関するものを削除するものです。公共交通、コミュニティバスに関する事項を市民生活部の交通防犯課に所管させるものです。第2項につきましては、部に属さない室に関する分掌事務について規定するものです。市長公室ですが、市の重要な政策及び基本政策の企画立案や各部との連絡調整、特命事項の調査研究等を削除しまして、男女協働参画に関するものを追加するものです。市長公室につきましては、引き続き、市長直轄の組織として秘書業務と表彰業務を行うものであります。特に広聴機能の充実を図るべく進めていく考えです。次に危機管理室ですが、これまで危機管理に関する事で、分掌事務を危機管理の総合調整に関する事、危機事象に係る調査研究に関する事と見直したものであります。市における幅広い危機事象を一元管理するとともに部内設置型から直属機関に改めまして市長の指示、命令を迅速かつ的確に行うものであります。内容は以上であります。

椎塚委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員

交通防犯課というところでは、今までは総務部にあつて、危機管理室と直結してたんですが、大きな災害があった時に交通は大事だと思いますが、その点、危機管理室との関係についてお聞かせ下さい。なぜ、市民生活部に移したかを。緊急に体制がとれるのか。

石引総務課長

まず、危機管理室との対応については、これまでも、それぞれの部署が分担していたわけですが、これからは危機管理室が統一的に危機管理事象を統括していくという体制にしましたので、色々な部門にまたがっても、危機管理をいかにしていくということになっておりますので、何かあった時には担当課と調整していく仕組みにしたところですが。市民生活部に所属という理由ではありますが、こちらについても総括的な管理をしていただくことが前提にありましたので、それと各部署との連携をうまくとるために、部分的には各部署に配置して連携をとるような形で配置したものであります。

深沢委員

危機管理室なんですけど、伊藤委員の話をお聞きすると、全ての情報が一気に危機管理室のほうにくるということですか。こないだ磐田市にいったら建物は別個でしたが、全てのデータが入ってくるという説明されておりました。そういう状況に危機管理室はなっていくということでしょうか。

石引総務課長

基本的には情報を全て一元的に流すことにはなりますが、そういった機器ですとか、そういう整備までは考えていないものですから、おっしゃっているような総合センターのイメージにはなりません。ただ、危機事象については、基本的に危機管理監が管轄していただくことにはなりますので、そこに情報が集まることで進めていきたいと思っております。

深沢委員

場所自体はどういうふうになりますか。危機管理室という形になりますか。

石引総務課長

場所につきましてはスペースの問題がありまして、各部屋というわけにはいかないもので、今のフロアのなかで調整していきたいと思っております。

椎塚委員長

別にないようですので採決いたします。議案第22号、本案は原案のとおり了承することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

椎塚委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。続きまして、議案第23号「龍ヶ崎市行政経営評価委員会条例等の一部を改正する条例について」執行部から説明をお願いいたします。

川村総務部長

議案書66ページです。新旧対照表3ページから7ページになります。これも新旧対照表で説明させていただきます。第23号「龍ヶ崎市行政経営評価委員会条例等の一部を改正する条例について」です。この条例につきましては、議案第22号で部等の設置条例改正案を提案しておりますが、平成26年度における組織の改編に伴いまして、名称が変更となる組織の名称を引用している9件の条例について、条文中の当該組織の名称を改めますと併に文言の整理を行うものであります。第1条に関しては、龍ヶ崎市行政経営評価委員会条例の改正でありまして、「政策推進部企画課」から「総合政策部企画課」に名称を改めるものです。第2条については、龍ヶ崎ブランドアクションプラン策定審議会条例であります。「政策推進部まちづくり推進課」から「総合政策部シティセールス課」に改めるものであります。第3条は龍ヶ崎市男女協同参画推進委員会設置条例です。これは、現在、「市民生活部市民協働課」で処理していますが、「市長公室」に改めるものであります。第4条龍ヶ崎市特別職報酬等審議会条例です。これは、「総務部総務課」から「総務部人事行政課」に名称を改めるものであります。第5条は学区審議会条例ですが、「教育委員会学務課」から「教育委員会教育総務課」に名称を改めるものであります。第6条、スポーツ推進計画審議会条例です。これまでの「教育委員

会スポーツ振興課」から「教育委員会スポーツ推進課」に名称を改めるものです。第7条、環境審議会条例です。これまで「都市環境部環境対策課」であったものが、名称を改め「都市環境部環境対策課（放射線対策担当）」と名称を改めるものです。第8条につきましては、工業団地企業誘致調査委員会条例です。「市民生活部商工振興課」から「市民生活部商工観光課」に名称を改めるものです。最後に国民保護協議会条例です。「総務部危機管理室」から「危機管理室」と名称を改めるものです。以上です。

椎塚委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

深沢委員

名前が変わったということで人員が変わるとか、内容が変わるとか、スポーツ振興課はこちらにくるといっていましたよね。そういうことがありますか。

椎塚委員長

質問の内容をもう1度お願いします

深沢委員

名前が変わったということで人員が変わるとか、内容が変わるとかあれば教えて下さい。

石引総務課長

機構が変わりますので人員配置については、検討中ではありますが、増減等もありますし、業務の人員配置はあります。場所につきましても、スポーツ振興課が本庁二階となりますし、新しく出来る、資産管理課と交通防犯課についても検討中ですが、4階にと検討中であります。3階についてはシティセールス課や危機管理室、3階フロアは配置を変えることで検討中であります。

椎塚委員長

別にないようですので採決いたします。第23号、本案は原案のとおり了承することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

椎塚委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。続きまして、議案第24号「龍ヶ崎市審議会等の会議の公開に関する条例の一部を改正する条例について」、執行部から説明をお願いいたします。

直井政策推進部長

議案書69ページです。議案第24号「龍ヶ崎市審議会等の会議の公開に関する条例の一部を改正する条例について」であります。先ほど、議案第3号におきまして、ご説明しました要綱等で設置をされていた審議会等については、条例により設置することにいたしましたために、審議会等の会議の公開に関する条例を対象とする附属機関の会議のみとなったことから改正するものです。新旧対照表でご説明させていただきたいと思っております。8ページを開けていただきたいと思います。第2条の旧で対象とされる会議が規定されていました。自治法の規定により設置された附属機関の会議。第2号として、前号に掲げるもののほか、有識者等から専門的な意見等を聴取し、市政に反映させることを主な目的として、要綱等により設置された審議会等の会議ということで、第2号が整理されまして、「附属機関」ということで、今回、条例化されたわけですが、ここが変わりますので、新第2条で定義ということで「附属機関」のみの規定を入れたものです。それによりまして、題名も審議会等の会議の公開に関する条例に変わります。その他、第1条、第3条から第13条までにあります審議会等の文言を「附属機関」に改めるものであります。施行日は本年4月1日からの施行としております。以上です。

椎塚委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

椎塚委員長

特にないようですので採決いたします。第24号、本案は原案のとおり了承することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

椎塚委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。続きまして、議案第25号「龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、執行部から説明をお願いいたします。

川村総務部長

議案書70ページです。新旧対照表10ページから17ページになります。新旧対照表で説明させていただきます。議案第25号「龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」であります。1条から3条まで条例改正がありますが、いずれも施行日の違いで規定を設けています。これにつきましては、議案第3号から議案第18号まで及び議案第32号による附属機関に関する条例の制定及び廃止に伴いまして当該附属機関の委員の報酬について規定を整備するため改正を行うものであります。附属機関との整理を行うとともに新たな報酬規定を追加したものであります。第1条の規定につきましては、施行日が平成26年4月1日のものであります。別表1におきましては、13件の追加報酬規定を定めるものであります。次のページです。新たに追加した報酬につきましては、指定管理者選定委員会です。それから、予防接種健康被害調査委員会の委員。感染症対策委員会の委員。福祉有償運送運営協議会。老人ホーム入所判定委員会の委員。市民協働推進委員。ふるさと龍ヶ崎ブランド農産物認定制度審議会委員。人・農地ブラン審議会委員。農業振興地域整備促進協議会委員。特別融資制度推進会議委員。地域公共交通協議会委員。青少年センター運営協議会委員。子ども読書活動推進委員会委員。以上が追加した委員の報酬であります。別表2につきましては、重複給与の禁止規定であります。委員となります市議会議員の報酬を支給しないものであります。これについては新たに感染症対策委員会の委員と農業振興地域整備促進協議会委員を追加しまして、予防接種事故防止対策委員会委員を削除するものであります。次に第2条です。施行日が平成26年6月1日のものであります。内容につきましては、保健福祉総合推進協議会を発展的解消により廃止しまして、それぞれ個別に附属機関を設置するものであります。ここでは、健康づくり推進協議会委員と高齢者・介護保険事業運営協議会を追加して委員報酬を規定するものであります。現行の保健福祉推進協議会委員の任期が5月末でありますことから、26年9月1日より施行するものであります。なお、子ども・子育て会議委員につきましては9月定例会において上程して議決を得ていまして、その他、障がい者の自立支援協議会の委員は、この後、説明する第3条で規定するものです。別表2につきましては、先ほどと同様に重複給与の禁止規定であります。廃止となる保健福祉総合推進協議会の委員報酬の規定を削除するものであります。次に第3条であります。施行日が平成26年7月1日のものであります。内容につきましては、障がい者自立支援協議会委員報酬の追加でありまして、この協議会につきましては、保健福祉総合推進協議会の廃止に伴い整理したものでありまして、これまでの保健福祉総合推進協議会の障がい者部会と合体するものであり、現行の自立支援協議会の委員の任期が6月末のため26年7月1日より施行するものであります。別表2の審議会委員の給料支給の重複支給禁止事項として追加するものであります。

椎塚委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

椎塚委員長

別にないようですので採決いたします。第25号、本案は原案のとおり了承することに、ご異議あり

ませんか。

【異議なしの声】

椎塚委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。続きまして、議案第26号「龍ヶ崎市行政財産使用料徴収条例等の一部を改正する条例について」、執行部から説明をお願いいたします。

直井政策推進部長

84ページをお開き下さい。議案第26号「龍ヶ崎市行政財産使用料徴収条例等の一部を改正する条例について」であります。今回の条例改正につきましては、本年、平成26年4月1日からの消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、課税対象であります使用料等13件の条例を一括して改正しようとするものであります。消費税率が8%に引き上げられることに伴いまして、消費税5%を含みます現行料金から消費税8%を含む税込価格を算出し料金設定をしようとするものであります。10円未満を切り捨てているために、現行料金で350円以下のものについては据え置きとなっております。例外として、各種証明手数料等非課税扱いのものであったり、コミュニティバス、乗合タクシー等は今回の改正から除いております。それでは具体的な改定額につきましては、新旧対照表18ページで説明をしていきたいと思っております。まず第1条で龍ヶ崎市行政財産使用料徴収条例をしております。別表第2となります。売店から駐車場までの使用料が改定となります。工事中機材・施設類仮置き、特別高圧電力線の線下敷につきましては、350円未満ですので据え置きとなります。備考欄4項、現金自動預払機、ATMですけど。貸出面積、1㎡ごとに3,000円から3,080円に改正しております。次に第2条龍ヶ崎市文化会館の設置及び管理に関する条例の改正ということで、別表の文化会館に係る使用料、1大ホールの使用料を改正しております。2小ホールの使用料。3ホール以外の部屋の使用料、4冷暖房の使用料を改正しております。第3条龍ヶ崎市総合運動公園の設置及び管理に関する条例の改正をしております。別表第3の1、龍ヶ崎市総合体育館（たつのこアリーナ）の施設等の利用料金、（1）施設利用料金等を改正しております。（2）で附帯施設利用料金、（3）で冷暖房利用料金、2番としまして、龍ヶ崎市陸上競技場（たつのこフィールド）施設等利用料金、（1）施設利用料金（専用で利用する場合）、（2）施設利用料金（団体で利用する場合）（4）附帯施設利用料金、3としまして龍ヶ崎市野球場（たつのこスタジアム）施設等利用料金、4としまして多目的広場利用料金です。第4条龍ヶ崎市運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正ということで、別表を改正しております。運動公園施設の利用料金、大正堀川運動公園のテニスコートの料金の改正をしております。第5条龍ヶ崎市高砂運動広場の設置及び管理に関する条例の一部改正ということで、別表第2で高砂体育館の料金を改正しております。第6条龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の一部改正ということで、別表の特定健康診査から歯周疾患検診までであります。集団健診と医療機関健診の負担額を改正しております。第7条龍ヶ崎市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例を改正しております。別表第2が改正しまして、家庭系廃棄物で文言の整理があります。収集し、及びするものと文言整理をしております。料金の改正もしております。第8条龍ヶ崎市営斎場設置条例の一部改正です。別表で火葬室から葬祭室及び待合室まで、市内と市外に分けました使用料を改正しております。第9条龍ヶ崎市市街地活力センターの設置及び管理に関する条例の一部改正です。第8条使用料の改正と文言整理をしております。第10条龍ヶ崎市農業公園豊作村の設管条例です。別表第2豊作村にかかる使用料、（2）総合交流ターミナルの会議室、展示・実習室の1時間あたりの使用料を改正しております。（3）湯ったり館の使用料。入館。宿泊施設。多目的広間の使用料。それから、（4）で運動広場の1時間当りの使用料を変更しております。第11条龍ヶ崎市自転車等駐車場設管条例の改正でございます。次のページをご覧ください。別表で1番として龍ヶ崎市佐貫駅東駐輪場の利用料の改正をしております。1日の利用料金については、改正はしておりません。2番目、龍ヶ崎市佐貫中央第1・第2駐輪場でございます。利用登録料の改正でございます。第12条龍ヶ崎市都市公園条例の一部改正です。第8条、これは消費税以外の改正もあわせて行っています。都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならないということで、5号で総合運動公園の龍ヶ崎市野球場（たつのこスタジアム）内に広告を表示すること。こちら後で出てまいります、ラバー

改修について記載をしたものでございます。別表第2も消費税関連で改正をしたものでございます。別表第4でございます。4、第8条第1項各号に掲げる場合。金額を改正しております。1番下の第8条第1項第5号に掲げる行為は追加をするものでございます。たつのこスタジアムの広告でございます。

1区画（縦1メートル・横10メートル以内）1月2,050円でございます。次に第13条龍ヶ崎市放置自転車等設置条例の改正でございます。別表の改正でございます。自転車、原動機付自転車の金額の改正でございます。以上でございます。施行日が本年の4月1日からとなっております。以上でございます。

椎塚委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

椎塚委員長

特にないようですので採決いたします。第26号、本案は原案のとおり了承することに、ご異議ありませんか。

【異議ありの声】

椎塚委員長

ご異議がありますので挙手採決をいたします。議案第26号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

椎塚委員長

賛成多数です。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第29号「龍ヶ崎市龍ヶ岡市民農園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、執行部から説明をお願いいたします。

直井政策推進部長

それでは 議案第29号についてでございます。ページ113ページでございます。議案第29号「龍ヶ崎市龍ヶ岡市民農園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。現在、龍ヶ岡市民農園につきましては、まちづくり文化財団を指定管理者として管理を行っております。市民農園の管理運営上、管理棟についてです。クラブ棟につきましては、既にJAにお貸しをしておりますけど、クラブ棟とあわせまして有効利用をしておりますが、決定には至っていないのが現状であります。かねてから管理棟について地元の地域の自治会、子ども会等の会議に活用したい旨の要望がなされております。暫定的に各種団体への貸出又は市の事業の開催によりまして、管理棟を有効に活用していくために本条例を改正するものでございます。詳細につきましては、新旧対照表の32ページをご覧ください。まず、第1条名称及び位置でございますが、現在の藤ヶ丘4丁目7番地1につきましては管理棟の所在住所となっておりますことから、貝原塚町3005番地1、レンタルファームの所在地に変更するものでございます。第3条、市民農園の施設は、レンタルファームと管理棟、管理棟の中には多目的室の大小があるということでございますが、管理棟を削ることになることから、第3条は削ることになります。以下第4条を第3条に繰り上げるということになります。施設の使用期間等につきましては、旧の第5条で施設の開館時間が規定をされておりました。管理棟の開館時間と休館日が規定されていたために削りました。新の第4条としまして、施設の使用期間等の規定を設けて、市民農園、レンタルファームの施設の使用期間と使用時間については別表のとおりとすることにいたしました。第4条を加えまして、レンタルファームの施設の使用期間と使用時間の変更について定めたものでございます。以下、第6条から1条ずつ繰り上げるということと、整理をしております。第9条をご覧ください。使用料でございます。2項、33ページでレンタルファームのみになってしまうので、市民農園の施設ということで改正をしております。第12条につきましては、繰り上げをするとい

うことと、条を繰り上げることについての条文整理をしております。その他、条の整理と別表の整理でございます。旧でレンタルファーム、多目的室の表がありました。新では削ることになります。レンタルファームのみになります。内容は以上でございます。本年4月1日から施行になります。

椎塚委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員

今、レンタルファームは何件借りてる方がおられるのかということ、変わりましたよということの周知はどのように考えておられますか。

青山まちづくり推進課長

レンタルファームは現在107区画ありまして90区画くらい、前は一杯だったんですけど、放射能の関係で、問題ないのですが。周知の方は今までも使われていない施設でしたので、特に地元の方、前から使って下さいと話しております。今後、りゅうほ一でお知らせしていきたいと思っております。

椎塚委員長

別にないようですので採決いたします。第29号、本案は原案のとおり了承することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

椎塚委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。続きまして、議案第31号「龍ヶ崎市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例を廃止する条例について」、執行部から説明をお願いいたします。

川村総務部長

議案書113ページです。議案第31号「龍ヶ崎市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例を廃止する条例について」であります。平成26年度における組織の改編に伴いまして、現在、特例条例により市長が行っている文化に関する事務を教育委員会に移管するため、当該特例条例を廃止するものであります。説明は以上でございます。

椎塚委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

椎塚委員長

特にないようですので採決いたします。第31号、本案は原案のとおり了承することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

椎塚委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。続きまして、議案第34号「牛久市の公の施設を本市住民の使用に供させることに関する議決事件の変更について」及び、議案第35号「利根町の公の施設を本市住民の使用に供させることに関する議決事件の変更について」の2案件については、関連しておりますので、一括して説明を受け審査を行い、採決は、別々に行いたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

直井政策推進部長

牛久市との協定につきましては119ページ。利根町との協定につきましては123ページです。牛久市と利根町とそれぞれ龍ヶ崎市が締結をしています公の施設の相互利用の協定書におきまして、相互利用できる施設から、龍ヶ岡市民農園の管理棟を除外するとともに、牛久市との協定書につきまして、牛久市立中央図書館エスカード分館がありました。これが廃止されたこと。それから利根町との協定書において、利根緑地運動公園多目的広場こちらにも廃止をしたということで、改正をしようとするものでございます。新旧対照表35ページをご覧ください。牛久市との「公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書」新旧対照表でございます。まず旧です。別表の龍ヶ崎市の施設の8番に龍ヶ岡市民農園の管理棟（多目的室）があったものを新で削っています。その下、牛久市で旧の2番目に牛久市立中央図書館エスカード分館があったんですが、こちらが無くなったということでありませぬ。36ページ利根町との「公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書」新旧対照表でございます。別表の龍ヶ崎市の部分は先ほどの説明と同じであります。利根町で9番目にあります利根緑地運動公園多目的広場を削るものであります。本年4月1日から適用するものであります。

椎塚委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

深沢委員

今の説明のなかで、無くなったということは、牛久ですと牛久市立中央図書館エスカード分館というものの自体がなくなったんですね。

龍崎企画課長

牛久の牛久市立中央図書館エスカード分館ですが、これは図書館機能をやめて市民ホールとすることでお聞きしています。利根町の利根緑地運動公園の多目的広場についても廃止をして違う用途に使うということでお聞きしています。

椎塚委員長

特にないようですので採決いたします。第34号、本案は原案のとおり了承することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

椎塚委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。次に第35号、本案は原案のとおり了承することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

椎塚委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。続きまして、議案第36号「平成25年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第7号）の所管事項」について、執行部から説明をお願いいたします。

直井政策推進部長

第36号「平成25年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第7号）」についてでございます。議案の別冊を開けていただきたいと思います。まず今回の補正予算の概要についてご説明をしたいと思います。歳入の主なものにつきましては、国の「がんばる地域交付金」の補助対象となります。城西中学校の大規模改修、それと市営富士見住宅の改修事業を前倒しで行うための国庫補助金、市債の計上、それと竜ヶ崎みどり幼稚園の認定こども園整備の取り下げによります県補助金の減でございます。歳入の主なものでは、ただ今申し上げました城西中学校の大規模改修、市営富士見住宅の改修事業を前倒し、

竜ヶ崎みどり幼稚園の認定こども園整備の取り下げによります補助金の減、総合福祉システム構築に伴うデータ抽出業務委託が不要になったことによります委託料の減、職員給与費における特別職・教育長の給与の減額措置の継続、退職者2名分の共済事務負担金の総務費から各事業費等でございます。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、7448万4000円を減額し、歳入歳出の総額を246億3369万円とするものです。5ページをお開き下さい。第4表、地方債の補正であります。6ページの廃止の欄に臨時財政対策債借換え分があります。平成15年分に借入れを行いました借換債の発行をとりやめをいたしまして、一括償還をしようとするものであります。その下の変更でございます。文化会館施設整備事業、これはLED照明の追加工事が出ましたので、2530万円ほど増額をいたしまして限度額を9070万円とするものであります。9ページをお開けください。まず歳入でございます。国庫支出金、教育費国庫補助金の4番社会教育費補助金でございます。地域経済活性化・雇用創出臨時交付金ということで文化会館分契約差金によります減でございます。その下、農林水産業国庫補助金、農業費の補助金でございます。こちらが交付金の市民農園分ということで龍ヶ岡市民農園のクラブ棟の改修工事に充当するもので381万1000円の増となっております。繰越金、一般会計繰越金ということで財源調整のため6944万3000円を増としております。12ページをご覧ください。雑入で臨時職員等社会保険料精算金です。これは臨時職員等の社会保険料と雇用保険料の本人負担分を歳入歳出外現金で扱っておりまして、それを今回一般会計に振替するものであります。その下、市債であります。社会教育債の文化会館施設整備事業債。先ほど申し上げましたLED照明の追加工事です。臨時財政対策債（借換分）は一括償還によります2億1890万円の減となっております。14ページをご覧ください。議会事務局の職員給与費の共済費ですが、共済費の事務負担分の計上です。次に総務費です。特別給与費につきましては2月以降の給与削減に伴う、市長と副市長の減額分です。職員給与費（総務管理）ですが、2名の方が中途退職しましたが、1名分が総務管理のなかで対応していたしましたので、その分の減額です。それ以外に時間外勤務手当の減です。総務管理分を減額して他に振替したものです。職員給与費（契約検査）も共済費の事務負担金の不足分の計上です。電子計算費の住民情報基幹システム運用費、委託料の減ですが、総合福祉システム構築。こちらの業者が現行の業者と同一になったため、データ抽出作業が不要となったため減となったものです。地域情報化推進費の委託料です。地域イントラネットシステムの修正、4月1日付けの機構改革での対応のための増です。職員給与費（交通安全）は共済負担金の不足分です。16ページをご覧ください。職員給与費（徴税）は共済負担金の不足分です。職員給与費（監査）も共済負担金の不足分です。20ページをご覧ください。職員給与費（観光物産）は共済負担金の不足分です。職員給与費（営繕）も共済負担金の不足分です。22ページをご覧ください。防災活動費です。賃金は25年度当初におきましては、危機管理室で臨時職員を予定していましたが、交通防犯で1名嘱託職員を増やしたために、それを総務課の予算で対応しましたので、この予算を全額減額するものであります。備品購入費につきましては、AED購入の減額分です。ここではアリーナやフィールド等の公共施設の更新分として10台予定しておりましたが、9台更新すれば良いということになりまして、なおかつ1台あたりの購入額が30万から15万程度に下がったと。そういう差額分であります。職員給与費（社会教育総務費）文化財保護費です。負担金、補助及び交付金で、まちづくり協働事業です。この事業は赤レンガの増築事業です。25年度JRの助成金が不採択になったために、同じJR補助金と交付金を使って構築しようとする事業ですので、JRが不採択になったために、市の補助金も減額するものです。文化会館管理運営費の工事請負費、LED照明工事が追加されたものであります。以上であります。

椎塚委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

深沢委員

今、防災活動費、部長からの説明のなかで、備品購入費、更新するAEDが30万円から15万円に下がった説明でしたが、これは同じもので、同じ機能で大丈夫なものが30万円から15万円になったということですか。

植竹危機管理室長

機器の内容につきましては、全く同程度のものであります。

椎塚委員長

特にないようですので採決いたします。第36号、本案は原案のとおり了承することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

椎塚委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。続きまして、議案第46号「龍ヶ崎市非常勤消防団員にかかわる退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」執行部から説明をお願いいたします。

川村総務部長

議案書126ページです。新旧対照表が37ページです。新旧対照表で説明させていただきます。第46号「龍ヶ崎市非常勤消防団員にかかわる退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」です。消防団を中核としました地域消防の充実強化を図り住民の安全確保に資することを目的とし、消防団を中核としました地域消防の充実強化に関する法律が昨年12月に施行されたところでもあります。このことから、消防団の処遇改善のため活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう国及び地方公共団体には必要な措置を講ずることとされたところでもあります。そして今回につきましては、当市の消防団に対する退職報奨金の支給額の変更等を行うため改正を行うものであります。内容につきましては、退職報奨金の最低支給額を20万円と引き上げたうえで、一律5万円の単価アップを行うものでありまして、26年4月1日以後に退職した消防団員について適用させるものであります。

椎塚委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

塚委員長

特にないようですので採決いたします。第46号、本案は原案のとおり了承することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

椎塚委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。続きまして請願の審査に入ります。平成26年 請願第1号「消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書の提出を求める請願書」についてです。はじめに、事務局に請願を朗読させます。

【事務局 朗読】

椎塚委員長

それでは、各委員からご意見等がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

この請願についてですが、政府は消費税を8%に引き上げると言っていますが、暮らしと日本経済にとって、とても大事な重大な問題と認識しております。どの世論調査でも多くの国民が消費税増税を予定通り実施することに反対はしています。今、長期に渡って私たちの所得が減少して消費も落ち込んでいます。アベノミクスと言いますが、近所聞いてみますと、全然恩恵を受けていないというお話もありますし、大企業のところでは、このところベースアップとかありますが、パートの方たちはどうなんだという、そこまで考えてないような状況がおきています。こういった時に、請願は消費税10%推進するとなっているわけです。消費税で経済を回復していくとかではなくて、富裕層への増税とか、大企業の内部留保をもっと活用するとか、中小企業については、ほんと今でも大変なんで、

国が何らかの援助をして賃上げするとか、そういう方向でやっていく。また、今回、大企業への減税も言われていますが、それは当然、中止をする。無駄な大型開発の中止などで、財政と暮らしの再建を進めるということであって、消費税10%を進めるようなことの請願については、私は反対いたします。

深沢委員

私は賛成の対場でお話します。なぜ消費税8%と進んで、また10%ということになるかということ、社会保障費のことだと思います。少子高齢化のなかで、この中にもありますけど。低所得層を含む消費者全体で出せるのは消費税であります。持続的に恩恵が及ぶ制度ですので、消費税上がって喜ぶ方、誰もいませんが、社会保障費を継続的にやっていくためには、仕方のないことだと皆さん自覚されている方が、私の周りでは大半です。景気も大企業みたいに、すぐに給料が上がることは目に見えていませんが、だんだん少しずつ良くなってきてるのではないかなという買い物の消費の高まりでわかるのではないかと思います。それをもってして10%時に導入する軽減税率はとても大事なことだと思います。これは10%になりますと、何年後でも良くなってしまいます。導入時となると、10%になったときに導入するという請願ですので、是非、賛成で通していただければと思います。

岡部委員

私もこの文面で賛成ということによろしいと思います。

椎塚委員長

他にご意見ありますか。

【採択の声】

椎塚委員長

それでは、採択、不採択の意見がありますので、お諮りいたします。
平成26年 請願第1号「消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書の提出を求める請願書」につきましては、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

椎塚委員長

賛成多数であります。よって平成26年請願第1号は、採択とすることに決しました。続きまして、陳情の審査に入ります。平成26年陳情第1号「特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書の提出を求める陳情書」についてです。はじめに、事務局に陳情を朗読させます。

【事務局 朗読】

椎塚委員長

それでは、各委員からご意見等がありましたらお願いいたします。

深沢委員

私は反対ということでお話させていただきます。まず、特定秘密の保護に関することは皆様もご存知のようにテロ対策であります。秘密が日本には安心して色々なものが、世界に漏れていってしまうというところが一番懸念されているところであります。また、内容の中に成立法の世論調査の中に廃止・修整を求める国民の声が8割という記述がありますが、これは、どこから出てきたデータで8割かということがよくわかりません。それと、取材報道を萎縮させ国民の知る権利を侵害するという記述がありますが、公明党としては大幅な修正をしました。条文に明記させました。その一つとして、国民の知る権利に資する報道や取材の自由への配慮をはじめ、特定秘密への通常取材行為の不処罰というのが一つです。もう一つは外部チェック機関である有識者会議の設置、この二つを入れて、そういうことが無いように、しっかりと明記しましたので、廃止という、この陳情には反対します。

伊藤委員

私は採択してほしいということで、意見を述べます。いわゆるこれは、この秘密保護法は、昨年12月6日、多くの国民の反対を押し切って強行採決されました。国会には何千人という人たちが集まって、連日のように国民の皆さんが声を上げたところです。この法律は政府の判断によって、どんな行政情報も地位的に特定秘密とされて事実上永久に私たち国民に隠し続けることが出来ます。特に何が秘密なのかは秘密になっています。ですから、特定秘密であると知らない場合でも、特定秘密に近づけば一般市民や報道機関まで厳しく罰せられます。国の国政調査権、議員の質問権も脅かされるわけです。幅広い情報が特定秘密になることにより、日本国憲法が保障する「知る権利」また、国民主権がないがしろにされるわけです。また、秘密を取り扱う人及び、その関係者の個人情報も収集し評価することによって政府が幅広い個人情報を収集することになります。プライバシーが侵されることになります。こうした国民の主張・権利、そして基本的人権が侵されるような法律はすぐに撤廃すべきものと考えて陳情に賛成いたします。

岡部委員

私もこの陳情は国家の安全を保障するうえで、必要な法律ですので、日本は今、スパイ天国とか、情報がフリーパスで外に出てしまう。割と日本人的な性善説とか人類皆同胞とか、そういう国民性、やはり極端な陳情では私も情報公開というのは必要だと思います。今の日本のおかれてる立場は世界情勢からみて、緊迫している中で、日本国家の安全保障を考えたら守るべきものは守っていかないとなかなか国の安全は保てないことも考えられますので、この陳情については反対です。

椎塚委員長

他にご意見ありますか。

【ありませんの声】

椎塚委員長

それでは、採択、不採択の意見がありますので、お諮りいたします。

平成26年陳情第1号「特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書の提出を求める陳情書」につきましては、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

椎塚委員長

賛成少数であります。よって平成26年陳情第1号は、不採択とすることに決しました。以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

